

令和 7 年度 特定事業所集中減算の取扱いスケジュールについて

「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算の取扱いについて」に基づく、紹介率最高法人の紹介率が 80%を超え、「正当な理由」として申し出られた場合の減算の適否の判断は下記の日程で行う予定です。

なお、「正当な理由」と認められるかどうか等の照会には応じられませんので御了承ください。

記

前 期	後 期	手 続
(令和 7 年) 7 月 31 日	(令和 8 年) 1 月 31 日	・ 紹介率最高法人への紹介率が 80%を超える見通しであり、「その他正当な理由」([別紙] 正当な理由について⑤の理由)がある場合の市への申出期限 (<u>該当の事業所→市</u>)
8 月 1 日 ↓ 8 月 21 日	2 月 1 日 ↓ 2 月 21 日	・ 上記申出のあった事業所に対するヒアリング等の実施 * ヒアリングの日時は事前に調整します。
9 月 1 日頃	3 月 1 日頃	・ ヒアリング等の結果、「その他正当な理由」に該当するか否かの判断の通知 * 結果は文書で通知します。
9 月 17 日 【必着】	3 月 18 日 【必着】	・ 特定事業所集中減算に係る報告書類提出 (<u>事業所→市</u>) * 追加で資料を求める場合があります。
10 月 10 日頃	4 月 10 日頃	・ 「正当な理由」を申し出た事業所への結果通知